

令和4年11月28日

午前10時00分開議

- 議長（堀議長） ただいまから、令和4年厚岸町議会第4回臨時会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議長） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会 会議規則第118条の規定により、6番 佐藤議員、7番 杉田議員を指名いたします。
- 議長（堀議長） 日程第2「議会運営委員会報告」を行います。
委員長の報告を求めます。
6番、佐藤委員長。
- 佐藤議員 議会運営委員会報告を申し上げます。本日、午前9時から第10回議会運営委員会を開催し、令和4年厚岸町議会第4回臨時会の議事運営について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。
議会からの提出案件は会期の決定で、本会議において審議することに決定いたしました。
次に町長提出の議案等についてであります。議案第80号から議案第82号までの各議案については、いずれも本会議で審議することに決定いたしました。
本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。以上議会運営委員会報告といたします。
- 議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。
- 議長（堀議員） 日程第3 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日1日間としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）
- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日11月28日の1日間とすることに決定しました。
- 議長（堀議員） 日程第4 議案第80号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明

を求めます。総務課長。

- 総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第80号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について この提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

人事院は本年8月8日国会及び内閣に対し国家公務員の給与に関する報告をするとともに、この報告を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律のほか、関係する法律を改正することを勧告いたしました。

この給与の改定に関する勧告の内容は、人事院が行った令和4年4月時点における民間給与実態調査に基づく官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定であります。

内閣は令和4年10月7日に勧告どおり実施することを閣議決定し、同日付で法律案を国会に提出。

衆議院においては11月4日、参議院においては同月11日に原案どおり可決されたところであります。

この度の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員の給与の改定に関する勧告のうち、勤勉手当の引き上げ改定に準じて町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合をそれぞれ0.1月分引き上げるため、制定するものであります。

また、改定の内容については去る11月7日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会に諮問し、同日付でこの内容どおり改訂することが適当であるとの答申をいただいているところであります。

続いて改正条文の説明をいたします。

この度の改正条例は2条建ての構成としており、各条共に特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第1条に共通見出しを附しております。

第1条が本年12月の期末手当のいわゆる支給割合の改正。第2条が翌年以降の期末手当の支給割合の改正となっておりますので、ご了知いただきたいと存じます。

なお、条例案の説明は議案書により行わせていただきますので、別に配布しております議案第80号説明資料の新旧対照表については参考として、合わせてご参照いただきたいと思います。

議案書1ページをご覧ください。

はじめに第1条であります。12月に支給する期末手当について、今年度の期末手当引き上げ分である10/100を加えて支給するため、町長、副町長及び教育長の期末手当の額を規定している第5条第2項中の期末手当基礎額に乗じる割合100分の215を100分の225に改めるものであります。

次に第2条であります。第1条で100分の225に改めた町長、副町長、教育長の期末手当の額を規定する第5条第2項中の期末手当基礎額に乗じる割合を第1条による改正前の期末手当基礎額に乗じる割合100分の215から今年度の引き上げ分である100分の10を、翌年度以降の6月と12月の期末手当から、それぞれ均等に100分の5を加えるものとするため、当該乗じる割合を100分の220に改めるものであります。

次に附則であります。

この条例は公布の日から施行することとし、但し書きにより第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するとするものであります。

なお、改正による影響額については、町長、副町長及び教育賞を合わせた年額の総額で24万2,420円の増額となります。

以上、簡単説明でございますがご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第5 議案第81号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました。議案第81号 厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

本条例につきましては先の議案第80号で説明いたしました本年8月8日の人事院勧告における官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための国家公務員の期末手当の支給割合の引き上げ改訂の内容に準じて、厚岸町議会議員の期末手当の支給割合を0.10月分引き上げて、年間で4.40月分とするため制定するものであります。

また、この改正内容については先の議案第80号と同様、去る11月7日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同日付でこの内容どおり改定することが適当であるとの答申をいただいております。

続いて改正条文の説明をいたします。

この度の改正条例は2条建ての構成としており、各条とも厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第1条に共通見出しを附しております。第1条が本年12月の期末手当のいわゆる支給割合の改正、第2条が翌年度以降の期末手当の支給割合の改正となっておりますので、ご了知いただきたいと存じます。

なお、条例案の説明は議案書により行わせていただきますので、別に配布しております議案第81号説明資料の新旧対照表については、参考として合わせてご参照いただきました

いと思います。

それでは議案書2ページをご覧ください。

はじめに第1条であります。

12月に支給する期末手当について、今年度の期末手当引き上げ分である100分の10を加えて支給するため、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の期末手当の額を規定する第10条第2項中の議員報酬の月額に乘じる割合100分の215を100分の225に改めるものであります。

次に第2条であります。第1条で100分の225に改めた議長以下議員の期末手当の額について規定する第10条第2項中の議員報酬の月額に乘じる割合を、第1条による改正前の議員報酬の月額に乘じる割合100分の225から、本年の引き上げ分である100分の10を翌年度以降の6月と12月の期末手当からそれぞれ均等に100分の5を加えたものとするため、当該乗じる割合を100分の220に改めるものであります。

次にこの条例の附則であります。この条例は公布の日から施行することとし、ただし書きにより第2条の規定は令和5年4月1日から施行するとするものであります。

なお、この改正による影響額については、全ての議員を合わせた年間の総額で27万5,300円の増額となります。

以上簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（「なし」の声）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議長） 日程第6 議案第82号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。朗読を省略し提案理由の説明を求めます。総務課長。

●総務課長（布施課長） ただいま上程いただきました議案第82号 厚岸町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

本条例につきましては、先の議案第80号で説明いたしました本年8月8日の人事院勧告における官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与改定のうち、国家公務

員の俸給表、勤勉手当の支給割合の引き上げ、改訂の内容に準じて厚岸町職員の給料表、勤勉手当の支給割合をそれぞれ引き上げるため、制定するものであります。

なお、この改正は本年8月8日の人事院勧告及び第210回臨時国会で可決された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた内容となっております。

続いて人事院勧告における給与の改定の内容について申し上げます。1つ目は給料表の改定であります。

はじめに一般給料表及び企業職給料表については、1級から5級までの一部の号俸の給料月額を4,000円から200円までの範囲で引き上げ、初任給を4,000円、若年層も同程度引き上げることとしております。再任用職員については勧告に準じて改訂しないこととしております。

次に医療職給料表については、これも同じく1級から5級までの一部の号俸の給料月額を4,600円から200円までの範囲で引き上げ、初任給を4,600円、若年層も同程度引き上げます。再任用職員については勧告に準じて改訂しないこととしております。

次に会計年度任用職員一般給料表については、1級の一部の号俸の給料月額を4,000円から200円までの範囲で引き上げることとしております。

次に会計年度任用職員医療職給料表については、同じく1級の一部の号俸の給料月額4,600円から200円までの範囲で引き上げることとしております。

2つ目は勤勉手当の支給割合の改定で、一般職員の勤勉手当を0.1月分、再任用職員の勤勉手当を0.05月分それぞれ引き上げるものであります。

続いて改正条文の説明をいたします。この度の改正条例は5条建ての構成としており、第1条と第2条が厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正、第3条と第4条が厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正、第5条が厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正としておりますので、予めご了承ください。なお、条例の改正内容については別に配布しております議案第82号説明資料の新旧対照表により説明をいたします。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条は厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正であります。始めに第16条の第6第2項第1号の改正は本年12月に支給する勤勉手当について、今年度の引き上げ分である100分の10を加えて支給するため、職員の勤勉手当の額の算出にあたり、勤勉手当基礎額に乗ずる割合100分の95を100/100号に改めるものであります。この改正により、期末手当と勤勉手当を合わせた今年度の年間の支給割合は再任用職員以外の職員、いわゆる一般職であります。100分の430から100分の440となります。

次に同項第2号の改正は本年12月に再任用職員に支給する勤勉手当について、今年度の引き上げ分である100分の5を加えて支給するため、再任用職員の勤勉手当の額の算出にあたり、勤勉手当基礎額に乗じる割合100分の45を100分の50に改めるものであります。この改正により再任用職員の期末手当と勤勉手当を合わせた本年度の年間支給割合は100分の225から100分の230となります。

次に別表第1の一般給料表、別表第2の医療職給料表の全部を改める改正であります。

恐れ入りますが、別に配布しております説明資料の別紙給料表の新旧対照表をご覧ください。1ページから6ページにかけて別表第1の一般給料表、6ページから12ページ

にかけて別表第2の医療職給料表となっております。給料表の改定については、前段で申し上げたとおり人事院勧告及び当該勧告の内容に準じて、国会に提出された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律における俸給表の改定に準じた内容としており、別表第1の一般給料表が1級から5級までの一部の号俸の給料月額を4,000円から200円までの範囲で引き上げ、初任給及び若年層の給料月額を最高で4,000円引き上げ、別表第2の医療職給料表が同じく、1級から5級までの一部の号俸を4,600円から200円までの範囲で引き上げ、初任給及び若年層の給料月額を最高で4,600円引き上げております。

新旧対照表の1ページにお戻り願います。

続いて第2条について、第1条と同じ厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正であります。

はじめに第16条の6第2項第1号の改正は、第1条で100分の105に改めた職員の勤勉手当基礎額に乗じる割合を第1条による改正前の割合100分の95から今年度の引き上げ分である100分の10を翌年度以降の6月と12月の期末手当からそれぞれ均等に100分の5を加えたものとするため、当該乗じる割合を100分の100に改めるものであります。

次に同項第2号の改正は、第1条で100分の50に改めた再任用職員の勤勉手当基礎額に乗じる割合を第1条による改正前の割合100分の45から今年度の引き上げ分である100分の5を翌年度以降の6月と12月の勤勉手当からそれぞれ均等に100分の2.5を加えたものとするため、当該乗じる割合を100分の47.5に改めるものであります。なお、第16条の6第2項第1号及び第2号の改正による期末手当と勤勉手当を合わせた翌年年度以降の年間の支給割合は、第1条で改正した割合と同じ割合となるものであります。

続いて2ページ第3条及び第4条の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。改正の内容がこれまで説明いたしました第1条及び第2条の厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正と全て同様でありますので説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが別に配布しております説明資料の別紙給料表の新旧対照表をご覧ください。説明資料別紙の13ページから18ページにかけての企業職給料表についても現行改正案とともに一般給料表と全く同じ内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

新旧対照表2ページにお戻り願います。

続いて第5条について、厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。別表1の一般給料表、別表2の医療職給料表の全部を改める改正であります。

恐れ入りますが、別に配布しております説明資料の別紙給料表の新旧対照表をご覧ください。18ページから24ページにかけて別表第1の一般給料表、24ページから26ページにかけて別表第2の医療職給料表となっております。給料表の改定につきましては前段でも申し上げたとおり、人事院勧告及び当該勧告の内容に準じて国会に提出され可決された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律における俸給表の改定に準じた内容としており、別表第1の一般給料表が一部の号俸の給料月額を4,000円から200円までの範囲で引き上げ、給料月額を最高で4,000円引き上げ、別表第2の医療職給料

表が同じく一部の号俸を4,600円から200円までの範囲で引き上げ、給料月額を最高で4,600円引き上げております。

続いてこの条例の附則であります。

議案書の20ページをご覧ください。

附則第1項はこの条例の施行期日で、この条例は公布の日から施行することとし、ただし書きにより第2条及び第4条の規定は令和5年4月1日から施行するとするものであります。

附則第2項は第1条の規定による改正後の厚岸町職員の給与に関する条例の規定のうち、勤勉手当を改める第16条の6第2項の改正規程を除いた改正第3条の規定による改正後の厚岸企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定のうち、勤勉手当を改める第14条第2項の改正規定を除いた改正及び第5条の規定による改正後の厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、令和4年4月1日に遡及して実施することを定めており、これはそれぞれの条例における給料表の改定について、令和4年4月1日に遡って引き上げるというものであります。

附則第3項は給与の内払いの規定で、この条例の第1条、第3条及び第5条の規定により引き上げ改定した給料について、令和4年4月1日遡及により本年4月から11月までの8ヵ月分の給料、当該給料の引き上げに伴う期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び地域手当の支給にあたってはこれまで改定前の額で支給した分を内払いとみなし、この内払いとみなした額を差し引いて支給することを規定した内容となっております。

これらの改正による令和4年度予算における影響額については、企業会計を含めた全会計で年間で給料の増額分が約464万円、期末手当、勤勉手当の増額分が約946万円、総額で約1,410万円、これらの給与の増額に伴う退職手当組合負担金等への影響額を約23万円の増額になると資産しております。なお、この改正の内容については令和4年9月13日付文書により、自治労厚岸町職員組合に申し入れを行い、同年10月4日付文書により合意する旨の回答を得ているところであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。5番南谷議員。

●南谷議員 今回の改正は勤勉手当それから期末手当、この改正と職員の給与ベースの改正、大きく分けてこの2つになっていると思います。手当の改正については異議がございませんが、ベースアップについてお尋ねをさせていただきます。

もう先ほどから説明を聞いていてわかったんですけども、国会で決したよ、人事院の勧告ですよということでございますけれども、若い職員で最大4,000円から400円位までのベースアップになっております。ですけども、経験年数の多い職員、管理職の皆さんはゼロベースでございます。特に6級ですか、こっちの方は全てゼロでございます。職員の中でも職務の責任の重い管理職はコロナ禍の対応やそれぞれ重責を担って頑張っておられるわけでございますけれども、残念ながら今日物価が上がって生活が困窮して

きている。こういう実態世間の状態もあるんですけども、職員の皆さんもやはり生活している訳です。特に管理職の皆さん厚岸町の将来を考えて一生懸命頑張ってる。だけどベースアップはゼロですよ。

この辺についてですね町としてどのようにとらまいておられるのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） 答えさせていただきます。

今回の人事院勧告ですね。そちらでは給料は民間との格差で資料では921円、0.23パーセントその格差があるということであります。初任給及び若年層の給料表の引き上げということになっております。そちらも実態調査の中で現れているものであります。これまでも町としましては人事院勧告に準拠しまして、これまで給料の改定を行ってきております。特に町としましてこれまでも人事院勧告に沿ってきていますので、給料につきましては人事院勧告に沿ったもので改訂をするという考えでおります。

●議長（堀議員） 5番南谷議員。

●南谷議員 うーんというところだな。人事院の勧告ですよさっきの説明のとおりなんですよ。1回目の答弁と2回目変わるのはまずいけれども、町としてどう捉えているんだ。私はこういう事情もあるけどもこうだっというものは聞いたかったですけれども、非常に残念だなあとと思います。できれば仕事の意欲ってんですか、そういう意味でもしっかりこの辺についても考えていかなければならない問題だなと左様に考えておるわけでございます。

ゼロベースでございます。管理職のみなさんがベースアップゼロで仕事の意欲をなくしては困る。そういう意味では心配ないです。いかがですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 大変ありがたいご意見でございます。管理職については今回0.0パーセント改定なしということでございます。確かに特にコロナ禍、色々な部分で管理職員についてもかなり頑張っていていただいていると感じております。しかしながら今回の給与改定の給与勧告の内容でございますが、20代半ばに重点を置き、30代半ばまでの職員が在職する号俸について改訂をする内容でございますが、全体では0.3パーセントの給与改定率で、1級では1.7パーセント、2級では1.1パーセント、3級では0.2パーセント、4級5級は0.0、6級については改訂は無しという勧告でございますので、これに合わせて、ご質問者言われること大変ありがたく存じますが、これに合わせた改訂となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

我々も管理職員、特に苦しい中で頑張っていていただいているというのは重々存じ上げておりますが、給与改定につきましては人事院勧告に基づき行うということで内部でも話

をしておりますのでご理解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 大変詳しい説明ありがとうございます。その説明を聞いてんでないんですよ。意欲がなくなるかどうかって確認してんですよ。その辺はどうですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（石塚副町長） 大変申し訳ございません。給与改定がなくても公務に対する意欲がなくなるよう管理職会議等でも十分話をしていきたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 他に質疑ございませんか。

（「なし」の声）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 以上で本臨時会に付議された議案の審査は全部終了いたしました。よって、令和4年 厚岸町議会第4回臨時会を閉会いたします。

午前10時35分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和4年11月28日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
